

令和3年9月10日

保護者の皆様へ

一宮市子ども家庭部保育課  
課長 後藤 真一

## 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長を受けての 保育園等の運営について（お願い）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

全国で新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続く中、国の緊急事態宣言が9月30日（木）まで延長されることを受け、下記のとおり保育園等（保育園、認定こども園、地域型保育事業所）の運営をさせていただきます。

大切なお子様と保護者の方ご自身を守るためのお願いですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 保育園等の運営について

保育料（0～2歳児）の欠席に応じた減額の期間延長

（現在） 8月27日（金）から9月12日（日）までの間

→（変更後）8月27日（金）から9月30日（木）までの間（日・祝を除く）

※保育料（0～2歳児）について、お休みの日数に応じて減額したうえで、翌月に徴収いたします。（認定こども園、地域型保育事業所では、各園により減額方法が異なりますので、お通いの園にお問い合わせください。）

※10月1日（金）以降は、お休みの日数に応じた減額は行いませんので、ご注意ください。

※通常の休園日は、減額の対象にはなりません。

※保育園はこれまで通り開園しますが、感染防止の観点から、保護者の方のお仕事がお休みの場合等による家庭内での保育や、遅い時間での登園、早い時間でのお迎えについて、できる限りでのご協力をお願いします。

#### 2 登園状況の確認について

上記期間の登園予定を確認したいので、「保育意向確認書」に必要事項を記入のうえ、9月14日（火）までに各園に提出をお願いします。

※9月13日（月）以降も継続して欠席される等により、「保育意向確認書」の提出が難しい場合には在園する保育園に電話にて欠席予定日の連絡をお願いします。

※「保育意向確認書」を提出後、予定が変わった場合は、園にご連絡をお願いします。

#### 3 保育園等への連絡について

次の対象者の方が、保健所や病院等から感染者または濃厚接触者等と特定された場合には、保育園等へ速やかに連絡をお願いします。

(1)対象者

- ①在園児 ②保護者 ③同居家族（兄弟姉妹、祖父母など）
- ④保護者や同居家族が勤務する会社（同一職場）の同僚や親しい友人等
- ⑤在園児の親しい友人等（在園児が長時間一緒に過ごした人）

(2)保健所や病院等の判断結果

- ①「濃厚接触者の疑い」となった場合
- ②「濃厚接触者」と特定された場合
- ③「PCR検査対象者」となった場合
- ④「感染者(無症状の場合を含む)」と診断された場合

※園児や近親者の方がPCR検査や抗原検査を受け、新型コロナウイルスの感染が心配される場合は、保健所や医療機関の指示に基づく行動をしていただくとともに、保育園の登園は控えていただきますようお願いいたします。

4 保育園等の休園について

保育園等において、在園児または職員で新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、当該保育園等を臨時休園とする場合があります。